

平成24年度 市民参画手続の実施状況 一覧(一括法以外)

	施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	市民参画手続の内容	実施時期	市民への周知・公表方法	公表・審議内容	審議会				意見等の提出状況	検討結果
							公募委員	女性委員	会議公開	会議録公開		
1	公文書管理に関する調査検討事業 (所管課) 総務課	本市が保有する歴史的公文書を含む公文書の管理について、今後のあり方などを検討する。	審議会等への付議 (公文書管理検討委員会) ※25年度 パブリックコメント手続の実施	25年1月22日(火) (26年度までに全5回の開催を予定)	(公表の方法) ・担当課	(審議内容) ・適正な公文書の管理方法等の検討 ・歴史的公文書の選別基準及びその保存・活用に関する事項 ・その他公文書管理に関し必要な事項	1人/5人	2人/5人	○	○	委員数 5人	各委員から出された様々な意見を踏まえ、報告書を作成
2	第三次地域情報化計画の策定 (所管課) 情報システム課	第二次計画(平成20年度～24年度)の終了後も、引き続き地域情報化を推進するため、国の動向や最新の情報通信技術などを踏まえ、本市情報化推進の指針となる新たな計画を策定する。	パブリックコメント手続の実施	24年12月20日 ～25年1月28日 [40日間]	(広報紙の掲載) ・市民のひろば1月号(供覧) ・インターネット ・担当課・市政情報コーナー ・各支所、各地域公民館ほか	(公表資料の内容) ・第三次鹿児島市地域情報化計画(素案) ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	----	----	----	----	意見提出者 11人 意見数 26件	・新たに盛り込むもの 2件 ・既に盛り込み済みのもの 15件 ・盛り込まないもの 0件 ・具体的な事業実施にあたり参考にするもの 3件 ・その他要望・意見等 6件 【反映した主な意見】 「タッチパネルむけにボタンを大きくしたホームページを作成してはどうでしょうか。」⇒3-3具体策(1)信頼・協働①電子行政の推進の「1 鹿児島市ホームページの充実(リニューアル等)」の概要中「ICTの進展への対応の必要性」を「スマートフォンやタブレット型端末が普及するなど、ICTの進展への対応の必要性」へ修正。
			審議会等への付議 (地域情報化推進委員会)	24年6月7日(木) 24年9月5日(水) 24年11月7日(水) 25年2月4日(月)(予定)	(公表の方法) ・インターネット ・担当課	(審議内容) ・第三次鹿児島市地域情報化計画(素案)について	2人/13人	4人/13人	○	○	委員数 13人	各委員から出された様々な意見を踏まえ、素案を作成
3	生物多様性地域戦略の策定 (所管課) 環境保全課	生物多様性基本法に基づき、鹿児島市生物多様性地域戦略の策定に取り組む。  24年度 地域戦略の骨子の作成 25年度 地域戦略の策定	審議会等への付議 (環境審議会)	25年1月31日	(公表の方法) ・インターネット ・担当課	(審議内容) ・生物多様性地域戦略骨子案について	3人/15人	5人/15人	○	○	委員数 15人	各委員から出された様々な意見を踏まえ、素案を作成
			ワークショップの実施 (かごしま市生物多様性を語る会) ※25年度 パブリックコメント手続の実施	24年6月28日 24年7月10日 24年7月24日 24年8月21日 24年9月4日 24年10月10日	【募集】 ・市民のひろば(5月号) ・募集チラシの支所等での配布 ・ホームページへの掲載 【会議開催】 ・ホームページへの掲載	会議の結果はレポートに整理し、公表	----	----	○	○	(参加者人数) 1回目 33人 2回目 28人 3回目 27人 4回目 20人 5回目 21人 6回目 22人	意見等を踏まえての骨子の作成
4	鹿児島市一般廃棄物処理基本計画の改訂 (所管課) リサイクル推進課	平成24年度からを計画期間とする第5次鹿児島市総合計画の策定に伴い、計画策定の前提となっている計画収集人口(推計人口)を見直し、計画期間における目標値を修正するとともに、33年度における目標値を新たに設定する。  25年度 計画の策定	審議会等への付議 (清掃事業審議会) ※25年度 パブリックコメント手続の実施	平成25年2月22日	(公表の方法) ・担当課	(審議内容) ・鹿児島市一般廃棄物処理基本計画の改訂(素案)概要について	3人/15人	5人/15人	○	○	委員数 15人	各委員から出された様々な意見を踏まえ、素案を作成

平成24年度 市民参画手続の実施状況 一覧(一括法以外)

施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	市民参画手続の内容	実施時期	市民への周知・公表方法	公表・審議内容	審議会				意見等の提出状況	検討結果
						公募委員	女性委員	会議公開	会議録公開		
5 鹿児島市健康増進計画の策定 (所管課)健康総務課	鹿児島市健康増進計画「かごしま市民健康55プラン」の計画期間が終了することから、同プランの最終評価を行い、平成25年度を初年度とする次期鹿児島市健康増進計画を策定する。	パブリックコメント手続の実施	24年11月26日 ～24年12月25日 〔30日間〕	(広報紙の掲載) ・市民のひろば12月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所、各地域福祉館ほか	(公表資料の内容) ・新・かごしま市民健康ゴーゴープラン(仮称)(素案)及び概要版 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	---	---	---	---	意見提出者 13人 意見数 59件	・新たに盛り込むもの 2件 ・既に盛り込み済みのもの 26件 ・盛り込まないもの 1件 ・その他要望・意見等 30件 【反映した主な意見】 図や表のマークを統一してはどうか。図やグラフの文字や単位がわかりにくい。計画の名称の意味がわかりにくい。 ⇒図や表のマークの統一。文字や単位の表現の見直し。計画の名称の検討。
		審議会等への付議 (鹿児島市健康増進計画推進検討委員会)	24年7月11日 24年9月4日 24年10月26日 25年2月1日	(公表の方法) ・インターネット ・担当課	(審議内容) 次期鹿児島市健康増進計画について	4人/23人	7人/23人	○	○	委員数 23人	各委員から出された様々な意見を踏まえ、計画を策定
6 北部親子つどいの広場(仮称)建設基本計画の策定 (所管課)子育て支援推進課	北部地域において、子育て中の親とその子どもが気軽につどい、相互に交流する場を提供するとともに、子育てに関連する情報提供などを行なう北部親子つどいの広場(仮称)を整備する。	パブリックコメント手続の実施	24年4月9日 ～24年5月9日 〔31日間〕	(広報紙の掲載) ・市民のひろば4月号(供覧) ・インターネット ・担当課・市政情報コーナー ・各支所、各地域公民館ほか	(公表資料の内容) ・北部親子つどいの広場建設基本計画(素案) ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	---	---	---	---	意見提出者 59人 意見数 232件	・新たに盛り込むもの 6件 ・既に盛り込み済みのもの 73件 ・盛り込まないもの 23件 ・事業計画に基づく取組の検討に あたり参考とするもの 104件 ・その他要望・意見等 26件 【反映した主な意見】 「支所、保健センター、公民館との連携」 ⇒隣接する北部保健センター、高齢者福祉センター吉野、吉野支所などと連携することを追加。
7 第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画の策定 (所管課)経済政策課	平成25年度からの第2期中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受け、都市機能の増進及び経済活力の向上を促進する。	パブリックコメント手続の実施	24年9月28日 ～24年10月29日 〔32日間〕	(広報紙の掲載) ・市民のひろば10月号(供覧) ・インターネット ・担当課・市政情報コーナー ・各支所、各地域公民館ほか	(公表資料の内容) ・第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画素案 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	---	---	---	---	意見提出者 38人 意見数 66件	・案に盛り込むもの 3件 ・素案に盛り込み済みのもの 14件 ・案には盛り込まないもの 2件 ・具体的な事業の立案・実施に あたり検討するもの 3件 ・その他意見・要望等 44件 【反映した主な意見】 「地区内、地区間など回遊性の表現の使い分けをしてほしい」 ⇒第4章に文言を追加
8 鹿児島駅周辺都市拠点総合整備事業(鹿児島駅周辺土地利用基本計画の策定) (所管課)市街地まちづくり推進課	鹿児島駅周辺の大規模空地地を活用し、新たな都市拠点の形成を図るため、平成23年度に取りまとめた「土地利用の基本的な考え方」を基に、今後の具体的な土地利用の方針となる「土地利用基本計画」を策定する。	パブリックコメント手続の実施	24年12月21日 ～25年1月25日 〔36日間〕	(広報紙の掲載) ・市民のひろば1月号(供覧) ・インターネット ・担当課・市政情報コーナー ・各支所、各地域公民館ほか	(公表資料の内容) ・鹿児島駅周辺土地利用基本計画(素案) ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	---	---	---	---	意見提出者 21人 意見数 94件	・新たに盛り込むもの 4件 ・既に盛り込み済みのもの 17件 ・盛り込まないもの 10件 ・事業計画に基づく取組の検討に あたり参考とするもの 28件 ・その他要望・意見等 35件 【反映した主な意見】 ・「眺望に十分配慮した緑の空間づくりにする」⇒「眺望を含めた周辺環境との調和に配慮した」の文言を追加 ・「桜島の景観を壊さないような建物を考えてほしい」⇒「周辺の景観に配慮する」の文言を追加 ・「景観に配慮した駐車場にしてほしい」⇒「景観や」の文言を追加 ・「高齢者が歩くことなどに配慮してベンチを設置してほしい」⇒整備施設に「ベンチ」を追加
		意見交換会等の開催	【説明会】 2回 25年1月11日(金)、13日(日)	(広報紙の掲載) ・市民のひろば1月号	・鹿児島駅周辺土地利用基本計画(素案)	---	---	---	---	参加者 35人 意見数 21件	・新たに盛り込むもの 0件 ・既に盛り込み済みのもの 4件 ・盛り込まないもの 2件 ・事業計画に基づく取組の検討に あたり参考とするもの 4件 ・その他要望・意見等 11件

平成24年度 市民参画手続の実施状況 一覧(一括法以外)

	施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	市民参画手続の内容	実施時期	市民への周知・公表方法	公表・審議内容	審議会				意見等の提出状況	検討結果
							公募委員	女性委員	会議公開	会議録公開		
9	鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画の策定 (所管課) 道路建設課	自転車で走りやすいまちづくりを進めるため、「鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画」を策定し、中心市街地活性化基本計画対象区域及び与次郎ヶ浜地区を含めた周辺部を対象に、自転車走行空間の効果的、効率的な整備を進める。	パブリックコメント手続の実施	25年2月14日 ～25年3月15日 〔30日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば3月号(供覧) ・インターネット ・担当課・市政情報コーナー ・各支所、各地域公民館ほか	(公表資料の内容) ・鹿児島市自転車走行ネットワーク整備計画(素案) ・意見の提出方法、提出期間及び提出先	---	---	---	---	意見提出者 11人 意見数 31件	・新たに盛り込むもの 1件 ・既に盛り込み済みのもの 7件 ・盛り込まないもの 2件 ・事業計画に基づく取組の検討に あたり参考とするもの 6件 ・その他要望・意見等 15件 【反映した主な意見】 整備完了の道路や、自転車で走りやすい道路を地図でPRしてほしい。 ⇒計画の進捗状況等をホームページ等で公表する旨を追加
10	鹿児島市病院事業経営計画の策定 (所管課) 市立病院 経営管理課	新病院建設や少子高齢化などの経営環境の変化等に対応し、引き続き安定した経営のもとで質の高い医療を提供するため、中長期的な視点に立った計画を策定する。	パブリックコメント手続の実施	24年12月21日 ～25年1月25日 〔36日間〕	(広報紙の掲載) ・市民のひろば1月号(供覧) ・インターネット ・担当課・市政情報コーナー ・各支所、各地域公民館ほか(市政告知スポット) ・1月18日、19日実施	(公表資料の内容) ・鹿児島市病院事業経営計画素案 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	---	---	---	---	意見提出者 11人 意見数 94件	・新たに盛り込むもの 1件 ・既に盛り込み済みのもの 24件 ・盛り込まないもの 2件 ・事業計画に基づく取組の検討に あたり参考とするもの 17件 ・その他要望・意見等 50件 【反映した主な意見】 資金計画の詳細が分からない⇒概算事業費に財源内訳を追記
11	鹿児島市船舶事業経営計画の策定 (所管課) 船舶局 総務課	船舶事業の経営を中長期的な視点に立って計画的に行うため、平成25年度からの10年間を計画期間とする「鹿児島市船舶事業経営計画」を策定する。	パブリックコメント手続の実施	24年12月21日 ～25年1月25日 〔36日間〕	(広報紙の掲載) ・市民のひろば1月号(供覧) ・インターネット ・担当課・市政情報コーナー ・桜島フェリーの船舶内 ・桜島、鹿児島港フェリーターミナル ・各支所、各地域公民館ほか	(公表資料の内容) ・鹿児島市船舶事業経営計画(素案) ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	---	---	---	---	意見提出者 19人 意見数 70件	・新たに盛り込むもの 5件 ・既に盛り込み済みのもの 28件 ・盛り込まないもの 2件 ・事業計画に基づく取組の検討に あたり参考とするもの 9件 ・その他要望・意見等 26件 【反映した主な意見】 「乗客サービスの向上」 ⇒職員一人ひとりが、常に、おもてなしの心を持って、乗客サービスに努めることを追加。 「観光情報の発信」 ⇒パンフレット、ビデオ等で、桜島をはじめ、本市の観光PRを行うことを追加。
			審議会等への付議 (鹿児島市船舶事業経営審議会)	24年12月5日 25年2月8日	(公表の方法) ・インターネット ・担当課	(審議内容) ・鹿児島市船舶事業経営計画(素案)	2人/9人	3人/9人	○	○	意見提出者 2人 意見数 6件	・新たに盛り込むもの 1件 ・既に盛り込み済みのもの 4件 ・盛り込まないもの 0件 ・事業計画に基づく取組の検討に あたり参考とするもの 1件 ・その他要望・意見等 0件 【反映した主な意見】 「第十五櫻島丸の売却に伴う特別利益の計上について」 ⇒財政収支計画の該当年度において、特別利益を計上した。
12	郡山体育館(仮称)建設事業 (所管課) 市民スポーツ課	郡山地域について、地域におけるスポーツの振興を図るとともに、「スパランド裸・楽・良」と連携して県内外からのスポーツ合宿等を誘致し、地域の活性化を促進するため、郡山体育館(仮称)を整備する。	パブリックコメント手続の実施	24年7月9日 ～24年8月9日 〔32日間〕	(広報紙の掲載) ・市民のひろば7月号(供覧) ・インターネット ・担当課・市政情報コーナー ・各支所、各地域公民館ほか	(公表資料の内容) ・郡山体育館(仮称)建設基本計画(素案) ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	---	---	---	---	意見提出者 7人 意見数 50件	・新たに盛り込むもの 4件 ・詳細な設計及び運営方法を を検討する中で参考とするもの 14件 ・既に盛り込み済みのもの 14件 ・盛り込まないもの 5件 ・その他意見・要望・感想等 13件 【反映した主な意見】 「男女用シャワー室を設ける」 ⇒基本計画の施設の概要「シャワー室」を追加した。

平成24年度 市民参画手続の実施状況 一覧(一括法以外)

施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	市民参画手続の内容	実施時期	市民への周知・公表方法	公表・審議内容	審議会				意見等の提出状況	検討結果
						公募委員	女性委員	会議公開	会議録公開		
13 鹿児島市スポーツ推進計画(仮称)の策定 (所管課) 市民スポーツ課	スポーツ基本法に基づき、国のスポーツ基本計画を参照して本市の実情に即した、スポーツの推進に関する計画を策定する。	パブリックコメント手続の実施	24年10月1日 ～24年10月31日 〔31日間〕	(広報紙の掲載) ・市民のひろば10月号(供覧) ・インターネット ・担当課・市政情報コーナー ・各支所、各地域公民館 ・各市立学校、各地域福祉館ほか	(公表資料の内容) ・鹿児島市スポーツ推進計画(仮称)素案及び概要版 ・意見等の提出方法、提出期間及び提出先	――	――	――	――	意見提出者 14人 意見数 68件	・新たに盛り込むもの 1件 ・既に盛り込み済みのもの 55件 ・盛り込まないもの 2件 ・計画に基づく具体的な事業の実施に当たり参考とするもの 3件 ・その他の意見、要望等 7件  【反映した主な意見】 今後10年間の基本方針6「スポーツがもたらす多様な価値の創出と幅広い連携・協働」に、スポーツを通じた国際的な交流の視点も加えるべき。 ⇒今後10年間の基本方針5「鹿児島の魅力を生かした「みる」「支える」スポーツ活動の推進と交流の創出」の中で、スポーツを通じた国際親善や国際交流を方向性として盛り込んだ。
		審議会等への付議 (スポーツ推進審議会)	24年6月6日 24年8月9日 24年11月14日 25年1月16日	(公表の方法) ・インターネット ・担当課	(審議内容) ・鹿児島市スポーツ推進計画(仮称)の策定	2人/18人	7人/18人	○	○	委員数 18人	各委員から出された様々な意見を踏まえ、計画を策定
14 鹿児島市交通局バス施設建設基本計画(案) (所管課) 交通局 総合企画課	交通局バス施設の移転用地として取得することが決定したことから、新たなバス施設として必要な施設等の規模、機能、配置等に関する建設基本計画を策定する。	意見交換会等の開催	25年1月25日 25年1月26日	町内会回覧、掲示板への掲載 インターネット	建設基本計画(案)	――	――	――	――	参加者 36人 意見 50件	・新たに盛り込むもの 0件 ・既に盛り込み済みのもの 1件 ・盛り込まないもの 3件 ・事業計画に基づく取組の検討に当たり参考とするもの 15件 ・その他要望・意見等 33件 合計 52件
		審議会等への付議 (交通事業経営審議会)	25年2月8日(予定)	(公表の方法) ・インターネット ・担当課	建設基本計画(案)	2人/9人	4人/9人	○	○	委員数 8人 意見 2件	

平成24年度 パブリックコメント手続の実施状況 一覧(地域主権推進一括法関連)

	施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	実施時期	市民への周知・公表方法	公表資料の内容	意見等の提出状況	検討結果	素案の中で示した本市独自の基準等	所管課
1	鹿児島市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定	養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を制定する。	24年8月27日 ～24年9月25日 〔30日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば9月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 10人 意見数 15件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案に盛り込むもの 1件</li> <li>・素案に盛り込み済みのもの 2件</li> <li>・案に盛り込まないもの 0件</li> <li>・その他意見・要望等 12件</li> </ul> <p>【反映した主な意見】 多床室で生活されている方やその家族から、経済的・環境的な面から、現状維持をお願いしたいという声が多いことから、居室の定員は、4人以下としていただきたい。 ⇒特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設の居室定員は、ユニット型を除き、1人とするが、「特に必要と認める場合は、4人以下とすることができる。」旨規定する。</p>	サービス提供等に関する記録書類の保存期間を2年間から5年間とする。	長寿支援課
2	鹿児島市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定	特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を制定する。							
3	鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例を制定する。							
4	鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の制定	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例を制定する。							
5	鹿児島市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定	軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を制定する。							
6	鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例を制定する。							
7	鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を制定する。							
8	鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の制定	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例を制定する。							
9	鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例を制定する。							
10	鹿児島市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を制定する。							
11	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を制定する。	24年8月27日 ～24年9月25日 〔30日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば9月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 12人 意見数 31件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案に盛り込むもの 0件</li> <li>・素案に盛り込み済みのもの 1件</li> <li>・案に盛り込まないもの 7件</li> <li>・その他意見・要望等 23件</li> </ul> <p>【反映した主な意見】 なし</p>	なし	子育て支援推進課 こども福祉課
12	生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定	保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を制定する。	24年8月27日 ～24年9月25日 〔30日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば9月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 10人 意見数 11件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案に盛り込むもの 1件</li> <li>・素案に盛り込み済みのもの 1件</li> <li>・案に盛り込まないもの 0件</li> <li>・その他意見・要望等 9件</li> </ul> <p>【反映した主な意見】 人権の尊重を明記する。職員研修を付記する。非常災害対策の部分で、具体的な記載が必要。</p>	なし	保護第一課

平成24年度 パブリックコメント手続の実施状況 一覧(地域主権推進一括法関連)

	施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	実施時期	市民への周知・公表方法	公表資料の内容	意見等の提出状況	検討結果	素案の中で示した本市独自の基準等	所管課
13	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定	指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める。	24年8月27日 ～24年9月25日 〔30日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば9月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 5人 意見数 15件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案に盛り込むもの 0件</li> <li>・素案に盛り込み済みのもの 2件</li> <li>・案に盛り込まないもの 2件</li> <li>・その他意見・要望等 11件</li> </ul> 【反映した主な意見】なし	なし	障害福祉課
14	鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める。							
15	鹿児島市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める。							
16	鹿児島市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の制定	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める。							
17	鹿児島市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める。							
18	鹿児島市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める。							
19	鹿児島市診療所の専属薬剤師の配置基準に関する条例の制定	医師が常時三人以上勤務する診療所における専属薬剤師の設置基準を定める条例を制定する。	24年8月27日 ～24年9月25日 〔30日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば9月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 11人 意見数 20件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案に盛り込むもの 0件</li> <li>・素案に盛り込み済みのもの 6件</li> <li>・案に盛り込まないもの 1件</li> <li>・その他意見・要望等 13件</li> </ul> 【反映した主な意見】なし	なし	生活衛生課
20	鹿児島市食品衛生法施行条例の一部改正	食品衛生検査施設の設備基準、職員配置基準を条例に追加規定する。							
21	鹿児島市理容師法施行条例の制定	理容所の衛生措置基準等を定める条例を制定する。							
22	鹿児島市興行場法施行条例の制定	興行場の衛生措置基準等を定める条例を制定する。							
23	鹿児島市旅館業法施行条例の制定	旅館の構造設備及び衛生措置基準等を定める条例を制定する。							
24	鹿児島市公衆浴場法施行条例の制定	公衆浴場の衛生等措置基準等を定める条例を制定する。							
25	鹿児島市クリーニング業法施行条例の制定	クリーニング業者が講ずべき措置の基準を定める条例を制定する。							
26	鹿児島市美容師法施行条例の制定	美容所の衛生措置基準等を定める条例を制定する。							

平成24年度 パブリックコメント手続の実施状況 一覧(地域主権推進一括法関連)

施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	実施時期	市民への周知・公表方法	公表資料の内容	意見等の提出状況	検討結果	素案の中で示した本市独自の基準等	所管課
27 鹿児島市公園条例の改正	都市公園の設置基準、公園施設建築物の建築面積割合基準及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準等を定めるための条例改正を行う。	24年9月26日 ～24年10月25日 〔30日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば10月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 7人 意見数 21件	・案に盛り込むもの 0件 ・素案に盛り込み済みのもの 11件 ・案に盛り込まないもの 0件 ・その他意見・要望等 10件  【反映した主な意見】 なし	なし	公園緑化課
28 鹿児島市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定	鹿児島市の準用河川における、河川管理施設等の構造について一般的技術的基準を定める条例を制定する。	24年9月26日 ～24年10月25日 〔30日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば10月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 4人 意見数 4件	・案に盛り込むもの 0件 ・素案に盛り込み済みのもの 1件 ・案に盛り込まないもの 1件 ・その他意見・要望等 2件  【反映した主な意見】 なし	なし	河川港湾課
29 鹿児島市営住宅条例の改正	公営住宅の入居収入基準、整備基準等を定めるための条例改正を行う。	24年8月27日 ～24年9月28日 〔33日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば9月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 10人 意見数 29件	・案に盛り込むもの 0件 ・素案に盛り込み済みのもの 17件 ・案に盛り込まないもの 0件 ・その他意見・要望等 12件  【反映した主な意見】 なし	・特に居住の安定を図る必要があるもの(裁量階層)の範囲を、「小学校就学前の子供のいる世帯」から「中学校就学前の子供のいる世帯」に拡充すること等	住宅課
30 鹿児島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定	風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定める条例を制定する。	24年9月26日 ～24年10月25日 〔30日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば10月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準等の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 6人 意見数 9件	・案に盛り込むもの 0件 ・素案に盛り込み済みのもの 4件 ・案に盛り込まないもの 2件 ・その他意見・要望等 3件  【反映した主な意見】 なし	・建築物等の色彩については、本市景観計画に定める景観形成基準の色彩の基準によること。 ・植栽等が行われる土地面積の敷地面積に対する割合が20%以上であること。	都市計画課
31 鹿児島市道路構造の基準に関する条例の制定	市道の構造(幅員、線形、勾配等)に関する技術的な基準を定める条例を制定する。	24年9月26日 ～24年10月25日 〔30日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば10月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 7人 意見数 21件	・案に盛り込むもの 0件 ・素案に盛り込み済みのもの 4件 ・案に盛り込まないもの 1件 ・その他意見・要望等 16件  【反映した主な意見】 なし	(道路標識) 案内標識の一部並びに警戒標識の寸法を1/3又は1/2に縮小することができる。  (移動円滑化) 横断歩道に接続する歩道等の段差について、段差を設けない(0cm)こととする。	道路建設課
32 鹿児島市道路標識の寸法に関する条例の制定	市道に設ける道路標識の寸法に関する基準を定める条例を制定する。							
33 鹿児島市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定	移動等円滑化のために必要な道路(市道)の構造に関する基準を定める条例を制定する。							
34 鹿児島市道路附属物自動車駐車場の駐車料金の徴収に関する条例の改正	駐車料金を徴収する自動車駐車場に設置する標識について必要な事項を定めるための条例改正を行う。	24年9月26日 ～24年10月25日 〔30日間〕	(広報誌の掲載) ・市民のひろば10月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 6人 意見数 8件	・案に盛り込むもの 0件 ・素案に盛り込み済みのもの 4件 ・案に盛り込まないもの 0件 ・その他意見・要望等 4件  【反映した主な意見】 なし	なし	道路管理課

## 平成24年度 パブリックコメント手続の実施状況 一覧(地域主権推進一括法関連)

	施策の名称	施策の概要(策定の趣旨等)	実施時期	市民への周知・公表方法	公表資料の内容	意見等の提出状況	検討結果	素案の中で示した本市独自の基準等	所管課
35	鹿児島市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定	公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理基準を定める条例を制定する。	24年9月26日 ～24年10月25日  [30日間]	(広報誌の掲載) ・市民のひろば10月号(供覧) ・インターネット ・担当課 ・市政情報コーナー ・各支所 ・各地域公民館ほか	・条例で定める基準の素案 ・意見提出の方法、提出時期及び提出先	意見提出者数 4人 意見数 4件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案に盛り込むもの 0件</li> <li>・素案に盛り込み済みのもの 2件</li> <li>・案に盛り込まないもの 1件</li> <li>・その他意見・要望等 1件</li> </ul> <p>【反映した主な意見】 なし</p>	なし	下水道建設課 河川港湾課